

鎌 総 第 2182 号

令和元年（2019年）10月23日

鎌倉市議会議長

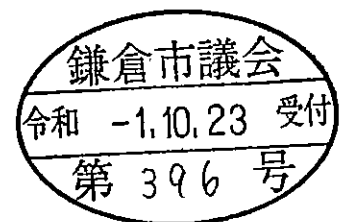
久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第 11 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (共創計画部交通政策課) (都市整備部道路課) (都市整備部道水路管理課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 11 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉駅東口駅前広場の中央横断歩道は、週末は常にタクシー乗場の行列が塞いでおり、JR から降りてくる人の通行に支障をきたしている。(別紙写真をご参照ください)

また、混雑時は、JR から降りてくる人、バス・タクシー乗車待ちの人、様々な車両がそれぞれ大変多くなり、非常に混乱する状態になる。

さらに、今回の改修工事のレイアウト変更により、横断歩道横には地図案内板が設置の予定になっており、設置されると、JR 改札口から中央横断歩道を渡って来る人の、車両からの視認性が非常に悪くなり、更に危険な状態になる事が懸念される。

警察には以下のように言われている。

- ・タクシー乗車場については、横断歩道から 5m 以内の位置にある事から、道路交通法上は問題になる。今回は路外として特例的に認める事とする。
- ・タクシー乗車場に停車する車両があっても取り締まりはできず、事故が起きても警察では関与できない可能性がある。

こういった状況を鑑みれば、今回の改修工事のレイアウトは見直す必要があると考えるが如何か。また、見直さないで現在のレイアウトで行った場合、様々な問題が発生する事は目に見えているが、それをどのように考えているのか。忠告を無視して問題が起こった場合、その損害は税金で賄って頂いてはこまるが、その事をどのように考えているのか伺いたい。

2 質問の理由

すでに工事は実施されており、改善をはからないと取り返しのつかない事になるので。

3 答弁

鎌倉駅東口駅前広場整備については、限られたスペースの中で、駅利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、近隣自治会、商店会等からの意見等を踏まえ、バス・タクシーなどの交通事業者や交通管理者である警察と協議を行い、工事を進めています。

御質問の、「横断歩道を通行する歩行者に対し、車両からの視認性が悪くなる」ことについては、車道に「横断者注意」の路面標示を行うことで運転手に注意喚起するとともに、走行車線と歩道の離隔をとることで視認性を確保することとしています。

タクシー乗車場については、現況において横断歩道から 5 m 以内に設置されており、計画においても同様の 2 区画設置する計画としております。警察との協議においては、タクシー乗車場が横断歩道から 5 m 以内の設置になることから、道路交通法が適用されない路外として扱うこととして、協議を終えております。一方、路外であるタクシー乗車場で発生する事故については、一般の交通の用に供する場所であることから、事故の取り扱いを行う旨、交通管理者である警察から口頭で回答を得ております。

また、鎌倉駅東口駅前広場の整備後の維持管理において市の管理瑕疵により事故等が発生し、被害者から損害賠償請求があった場合、国家賠償法に基づき適切に対応することとなります。